

# 瀬戸内市船舶等の係留保管の適正化に関する条例（案）

## 1 条例制定の趣旨及び背景

公共水域の適正な利用や船舶の安全な航行に向けた効果的な放置艇対策を実施するため、国、県及び沿岸市で構成された岡山県プレジャーボート対策推進会議は、令和4年3月、収容能力の向上、規制の強化、届出の義務化や廃船処理の促進などの方向性を示した放置艇対策の基本方針を策定しました。この基本方針に基づき、本市は法定水域（河川、湖沼、ため池等）においては、本条例を制定することにより、本市が管理する公共の水域等での放置艇等の発生防止と適正な処分を進めることとしました。

本条例は、公共の水域等の機能保全並びに快適な生活環境の維持及び向上を図り、もって良好な都市環境の生成を目的とし、令和7年度中に施行予定としています。

## 2 条例（案）概要

### 前文

この条例を制定する背景を示すと共に、河川法が適用又は準用されない河川、ため池、用排水路等及びこれらの附属物内における船舶等の係留保管の秩序を確立し、もって水域利用の適正化と良好な生活環境の保全等を図ることを目的として、条例全体の考え方を示しています。

### 目的（第1条）

法定外河川等の附属物内における船舶等の係留保管の秩序を確立することによって、水域利用の適正化と良好な生活環境等の保全を図る。

### 定義（第2条）

船舶等、所有者等、係留保管、係留保管施設等、この条例に使用している用語のうち、その意味を明確に定めておく必要があるものについて説明しています。

### 所有者等の責務（第3条）

係留保管施設等の確保及び適正保管並びに廃船時の適正処理について、所有者の責任を明確化しています。

### 市の責務（第4条）

本条例の目的達成のために必要な市の責任範囲について、明確化しています。

#### 事業者の責務（第5条）

本条例の目的達成のために必要な事業者の責任範囲について、明確化しています。

#### 放置禁止区域の指定（第6条）

船舶等の放置を特に規制する必要がある普通河川等の放置禁止区域を指定、区域変更、指定解除等について、規定しています。

#### 放置禁止区域内の禁止行為（第7条）

当該区域内での禁止行為について、規定しています。

#### 放置禁止区域の放置等に対する指導等（第8条）

当該区域内での禁止行為を行い違反した所有者等に対して、指導若しくは勧告し、放置艇等の撤去を命ずることについて、考え方を示しています。

#### 船舶等の移動（第9条）

前条の内容を履行しない所有者等に対して、行政代執行による対応について、考え方を示しています。

#### 所有者等が不明の場合の措置（第10条）

前条の内容を履行しない所有者等に対して、撤去等の必要な措置を自ら行うことについて、規定しています。

#### 取引通知（第11条）

前条の規定に基づき保管している放置艇等の所有者等に対して、期限を定め引き取りを行うことについて、考え方を示しています。

#### 費用の請求（第12条）

保管していた放置艇等を引き取ろうとする所有者等に対して、当該放置艇等の撤去及び保管等に要した費用を請求できることについて、考え方を示しています。

#### 立入調査（第13条）

放置艇等の撤去命令に従わない所有者等を特定できない場合に、職員を当該船舶等に立ち入らせて所有者等を確認させることについて、規定しています。

#### 広報及び啓発活動等（第14条）

放置艇等の所有者等に対して、法令順守に必要な広報活動を実施することについて、考え方を示しています。

#### 適用上の注意等（第15条）

河川法の定めるところによる放置艇等の規制措置を講じる必要があると判断する時は、当該河川管理者に対して、必要な措置を要請することについて、考え方を示しています。

#### 委任（第16条）

この条例の施行に関して必要な事項は、本条例施行規則に別で定めていることについて、考え方を示しています。

#### 罰則（第17条）

当該放置禁止区域内において、船舶等を捨てたり長期間放置した所有者等に対して、罰金刑を科することについて、規定しています。

#### 両罰規定（第18条）

前条における所有者等の考え方について、個人以外の場合は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等についても行為者を罰して罰金刑を科することについて、規定していません。

#### 施行期日（附則）

この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。